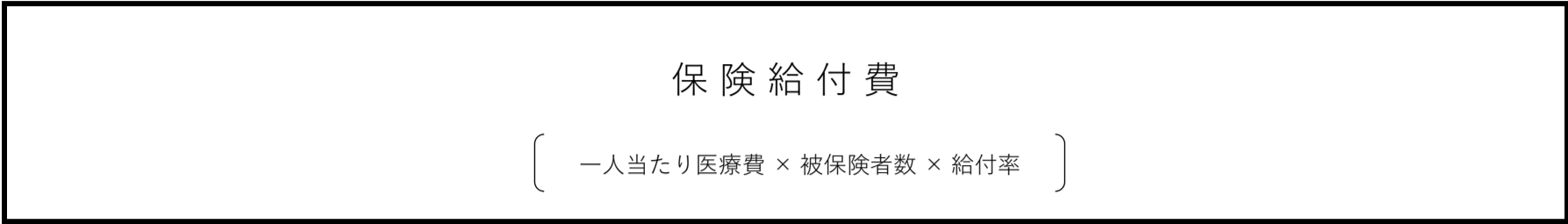
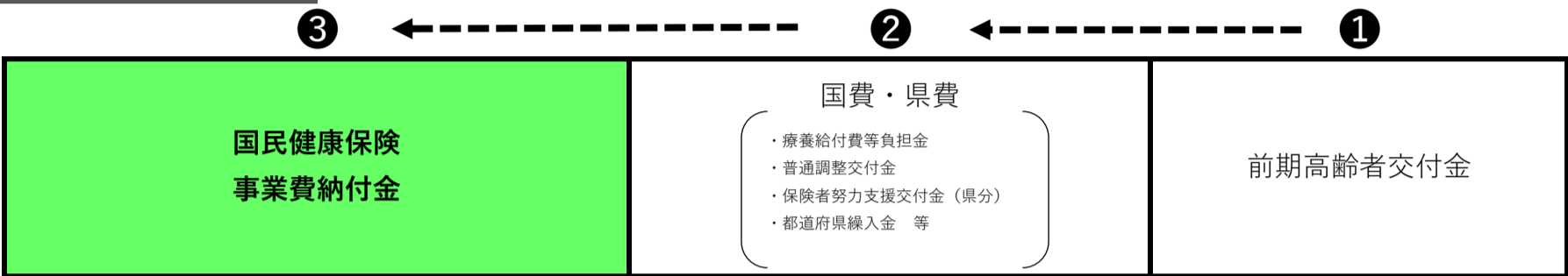


◎国民健康保険事業費納付金算定の流れ (医療分の例)

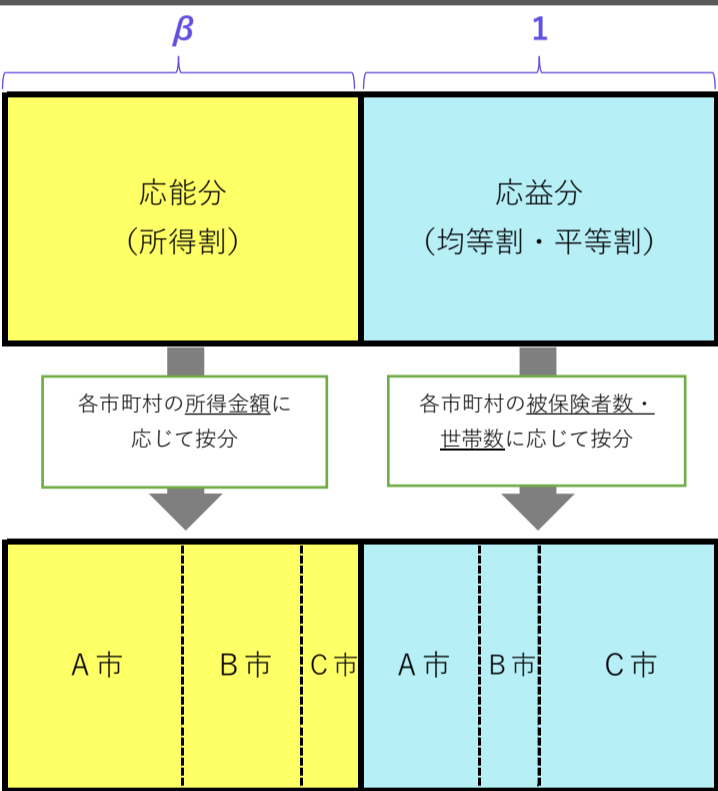
1 県全体の保険給付費の算定



2 県全体の納付金の算定



3 県全体の納付金を各市町村の所得と人数等で按分



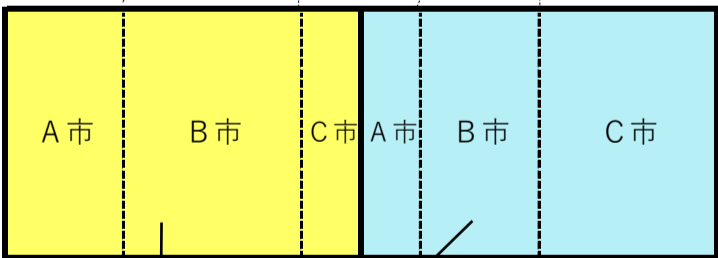
○保険料(税)の賦課については、県内全市町村が、所得割、均等割、平等割の3方式となっており、納付金・標準保険料率算定においても、医療分、支援金分、介護分それぞれ3方式で算定する。  
この資料では医療分の例を示している。

○所得水準をどの程度納付金に反映させるかは、**所得係数「β」**で決まる。  
β = 1…全国平均  
β が 1 未満…全国平均と比較して所得水準が低い。  
β が 1 以上…全国平均と比較して所得水準が高い。

○所得割… 所得が高い市町村は、納付金の負担が大きい。  
所得が低い市町村は、納付金の負担が小さい。

○均等割・平等割… 被保険者数・世帯数が多い市町村は、納付金の負担が大きい。  
(70 : 30)  
被保険者数・世帯数が少ない市町村は、納付金の負担が小さい。

4 さらに各市町村の医療費水準を反映



○医療費水準が高い市町村は、納付金の負担が大きい。  
○医療費水準が低い市町村は、納付金の負担が小さい。

○各市町村の医療費水準をどの程度納付金に反映させるかは、**医療費指数反映係数「α」**で調整することができる。

- ・ α = 1…医療費水準を納付金の配分にすべて反映させる。
- ・ α = 0…医療費水準を納付金の配分にまったく反映させない。

○「納付金ベースの統一」に向けてαを逡減させている。  
令和5年度：0.3 令和6年度：0.2 令和7年度：0.1 令和8年度～：0

5 市町村個別に調整

